

火薬類の事故等情報の取扱いについて(案)

平成28年3月18日

鉱山・火薬類監理官付

火薬類の事故等情報の取扱いについて

1. 前回の小委員会で承認いただいた内容
2. 今後の火薬類の事故情報の取扱いについて

1. 前回の小委員会で承認いただいた内容

火薬類事故にかかる情報の収集・活用については、事故の報告内容等については火薬類事故措置マニュアルに定めているものの、事故の定義が不明確であり、都道府県等による判断にバラツキが生じている等の課題があると考えられたため、事故の定義を明確化するとともに、現在のC級事故のうち軽微な事故については新たな区分を設ける等の見直しについて前回の小委員会で承認をいただいた。

今後、審議会で承認された内容を踏まえて、細分化した事故区分について範囲を明確化するとともに具体的な事象を例示した上で、事故措置マニュアルの改正を行い、平成29年1月から正式運用を行う予定である。

①事故の定義の明確化

報告すべき事故の定義を明確化し、自治体等が事故報告の判断をしやすくする。

なお、平成23年以降、人的・物的被害のない事故の報告も着実に報告してきていることから、報告すべき事故の範囲は変更しない。

②事故の区分の細分化

人的・物的被害がある事故について重点的に再発防止策等を策定するようにする。

(事故の区分の細分化の概要)

現在の事故区分	内容	見直し後の事故区分
A級	死者5名以上、甚大な物的被害が生じたもの等	A級
B級	A級に該当しない事故で、死者1名以上、多大な物的被害が生じたもの等	B1級
	同一者が1年以内にC1級事故を複数回起こしたもの	B2級
C級	A級、B級に該当しない事故で人的・物的被害が発生したもの等	C1級
	A級、B級及びC1級以外のもの	C2級

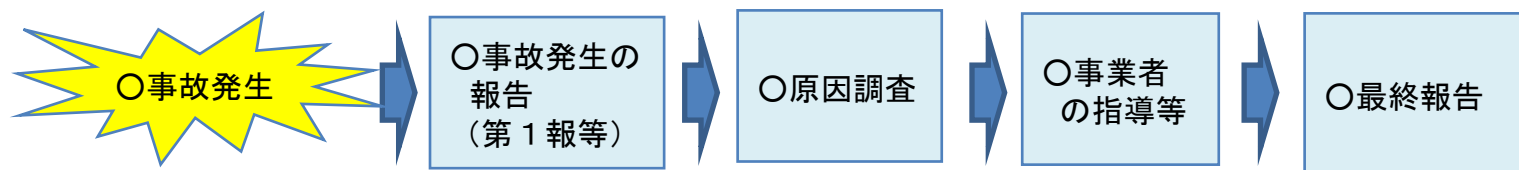
2. 今後の火薬類の事故等情報の取扱いについて

(1) 専門家による事故の対応の支援

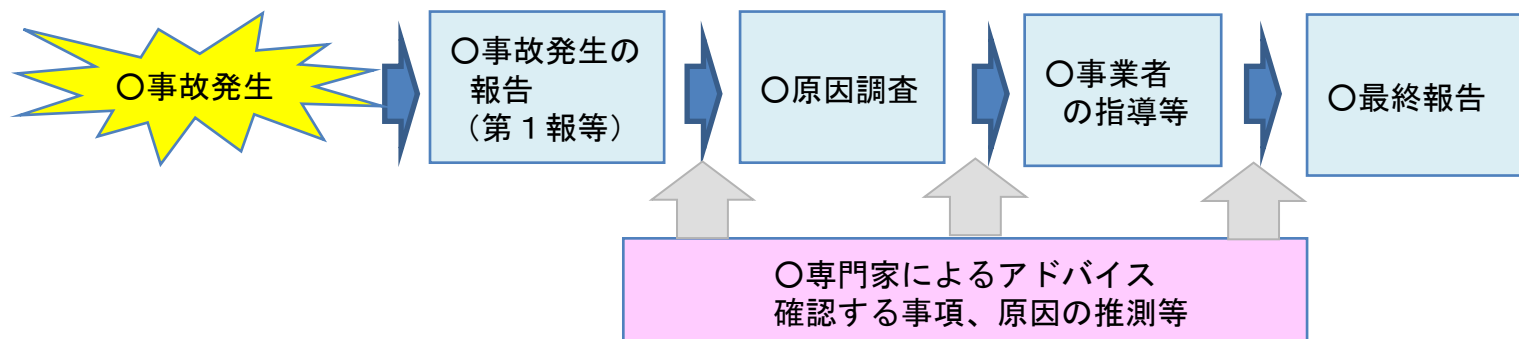
事故発生 の第1報を受けた段階で、専門家による事故対応のアドバイス（原因推測、確認すべき事項等の明確化）を行い、その内容を事業者や都道府県等にフィードバックし、都道府県等の適切な原因究明、再発防止策の策定に反映させる仕組みの構築を検討してはどうか。

（都道府県等の事故対応の流れ）

①現状（第1報から最終報告まで都道府県等が実施）



②今後（第1報後、専門家によるアドバイスができる仕組みを構築）



□ は、都道府県等が実施する業務

※事故の規模によっては、専門家を現地へ派遣

2. 今後の火薬類の事故等情報の取扱いについて

(2) 事故情報の再発防止への活用

これまでの事故情報を活用し、事業者や都道府県等による迅速な原因究明や適切な再発防止対策策定に役立つ方策を検討してはどうか。

○事件事例集や事故対応マニュアルの作成

- 過去の典型的な事故や重大な事件事例について具体的な概要、原因、対策等
- 事故が発生した際に、迅速な原因究明のために確認すべき項目、対応すべき内容の整理等
- 事業者や火薬類の種類等による分析等

○事故情報の周知・共有の徹底

- 外部専門家等による検証結果（「事故防止対策事業報告書」等）の積極的な周知
- 各行政機関の火薬類担当者への当該年度に発生した事故速報の常時共有し、かつ、過去の事故情報を検索できるようにする。